

「自治体情報セキュリティクラウドサービス」提供事業者
プロポーザル募集要項

(趣旨)

「和歌山県電子自治体推進協議会（以下「推進協議会」という。）」は、現在市町村が個別に実施している情報セキュリティ対策を県と市町村が協力して集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度な情報セキュリティ対策を実施するためのサービス（以下「自治体情報セキュリティクラウドサービス」という。）を提供する事業者を選定するために必要な事項を以下のとおり定める。

1 事業の名称

自治体情報セキュリティクラウドサービス提供事業

2 事業内容

本事業は、以下の要件を全て満たすものとする。

(1) サービスの提供方法について

ア 事業者のデータセンターを利用して市町村に自治体情報セキュリティクラウドサービスを提供すること。

イ 提供元のデータセンターは、県内若しくは県外に設置済み又はサービス提供開始までに設置する施設とし、迅速なインシデント対応のため、インシデント発生時から遅くとも 90 分以内に当該インシデントが発生した市町村に到着し、当該インシデントへの対応が開始できるよう、サービス提供開始時までに県内に拠点及び要員を配置すること。

(2) 利用サービスについて

ア 以下の（ア）から（シ）までのサービスが全て利用できるものとし、各サービスの詳細については、別紙 1「利用サービス詳細要件」を最低限満たすものとする。

- (ア) インターネット接続
- (イ) ファイアウォール
- (ウ) プロキシ
- (エ) インターネットメール・DNS
- (オ) Web
- (カ) IPS
- (キ) URL フィルタ
- (ク) スпам対策
- (ケ) WAF
- (コ) ふるまい検知（サンドボックス）
- (サ) ログ収集分析
- (シ) LGWAN 設置

イ 契約した日から、少なくとも 6 か月以内にサービスを提供開始すること。

ウ 市町村ごとに希望するサービスを選択可能とすること。なお、選択にあたり留意事項がある場合は、別途、提示すること。

エ （ア）から（エ）のサービスについては個別に選択ではなく、（ア）から（エ）を一括りとして選択できれば良いものとする。

オ 契約後にもサービスの追加変更等が可能なこと。

(3) 利用料について

- ア 初期費用及び運用費用について、別紙2「各市町村別費用一覧」で指定する項目ごとに利用料を提示すること。
- イ 別紙2「各市町村別費用一覧」で市町村ごとに指定した各項目の額を上限額とすること。
なお、「2の(2)の(オ)Web」については、現行のWebサーバの構成によって単純に移行できない場合は別途費用が発生することも可とする。
- ウ 別紙2「各市町村別費用一覧」で指定した想定端末台数が増減する場合に事業者で見積もる利用料が増減する場合は、その増減額を見積もることができる資料を提示すること。
- エ インターネット回線利用料が発生する場合は、別途、市町村ごとに、初期費用及び運用費用について各々の金額を提示すること。
- オ 利用料は定額（月払い又は年払いが選択可能なこと）とし、契約した日から少なくとも5年間は増額してはならない。ただし、契約相手方（市町村）が認める場合はこの限りではない。
なお、年度途中からサービスを受ける場合は、サービス開始月から利用料が発生するものとする。
- カ 事業者がサービスを提供する機器等を更新する場合、更新費用は事業者で負担し、契約相手方（市町村）では利用料以外に負担する必要がないものとする。
- キ 市町村のうち何れかがサービスを希望（事業者と契約）しない場合でも、他の市町村の利用料は変わらないものとする。
- ク 別紙2「各市町村別費用一覧」で示す「SE」及び「ログ収集分析」については、利用するサービスごとに「SE」及び「ログ収集分析」利用料を提示すること。

(4) 利用回線等について

- ア 事業者と市町村とのアクセス回線は特段の事情ない限り和歌山県情報ハイウェイ（以下「きのくにe-ねっと」という。）を経由すること。
- イ 事業者から「きのくにe-ねっと」への接続については、和歌山県で別に定める「きのくにe-ねっと民間等利用規程」（平成21年1月21日制定）に従うこと。
- ウ 「きのくにe-ねっと」と事業者のアクセス回線は事業者で負担すること。
- エ 以下の(5)で提案のあるネットワーク構成により、市町村からデータセンターへの接続に必要な通信機器等（市町村ネットワーク側に設置するL2スイッチなど）がある場合は、事業者で負担のうえ設置及び保守運用管理すること。

(5) ネットワーク構成について

- 別紙3「想定ネットワーク構成（ケース別）」で示す各々のパターンに対応するネットワーク構成を提案すること。

(6) インシデント対応時間等について

- ア 24時間365日にわたり対応可能なこと。
- イ セキュリティパッチ、シグニチャー、パターンファイル、ファームウェア等の適用や更新を迅速に行うこと。
- ウ システム運用サポート
以下について、利用サービスの初期費用及び運用費用に含むこと。

- (ア) データセンター設備から接続回線のサポートを行うこと。
- (イ) データセンター設備及びデータセンター接続用のネットワーク機器のサポートを行うこと。
- (ウ) 障害時の切り分け対応、原因分析、再発防止対策を行うこと。
- (エ) その他、利用サービス提供にあたり必要となるサポートを行うこと。

3 提案項目

- ア ログ収集分析について、具体的な収集分析手法を提案すること。
- イ インシデント発生時における具体的な対応手法を提案すること。
(例えば、県内にデータセンターを設置することにより、データセンターでサービスを運用する者が直ちに市町村に駆け付け、県内に配置する要員とともにインシデントに対し迅速かつ的確に対応可能など)
- ウ 「自治体情報セキュリティクラウドサービス」の別紙4「品質基準 (SLA)」で示すことに
対し提案すること。
- エ その他、自治体情報セキュリティクラウドサービスに関し、提案できることがあれば提案
すること。

4 契約方法等

公募型プロポーザル方式により最優秀者を選定の上、最優秀者を委託候補者とし、希望する市町村と委託候補者との間で条件等を協議の上、仕様書(案)の内容を確定し、希望する市町村と委託候補者との間で個別に契約を締結する。

なお、協議が整わなかった場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、評価得点が次点の者と協議することとする。

5 契約の時期

委託候補者決定の日から平成 29 年 6 月 30 日までの間で、希望する市町村において個別に契約を締結する。

6 応募資格

応募できる事業者は、法人格を有する団体とし、単独で本事業を実施するほか、複数の団体により構成される集団(以下「コンソーシアム」という。)で実施することができるものとする。コンソーシアムについては、構成する団体(以下「構成団体」という。)のうちから代表団体を定めるものとし、代表団体が応募及び事業に必要な諸手続を行うこと。

(1) 各団体(構成団体を含む。)は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- イ 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ウ 過去 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- エ 次の申立てがなされている者ではないこと。

(ア) 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法第 17 条に基づく更正手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

オ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押及び競売手続の

開始決定がなされていないこと。

カ 事業税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。

キ 和歌山県が措置する入札参加資格停止期間中の者でないこと。

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

ケ 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

7 応募

(1) 応募期間及び応募方法等

平成 28 年 3 月 3 日（木）午後 3 時から平成 28 年 3 月 15 日（火）午後 5 時までの間に持参又は郵送により応募することとし、郵送の場合は期限までに必着のこと。

なお、持参又は郵送以外での応募は認めない。

(2) 応募先

名称：和歌山県電子自治体推進協議会事務局

所在地：和歌山市湊通丁北一丁目 2 番 1 和歌山県庁南別館 4 階（和歌山県企画部企画政策局
情報政策課内）

（郵送の場合）〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

連絡先：電話：073-441-2405、ファクシミリ：073-428-1136

(3) 応募書類

別添「自治体情報セキュリティクラウドサービス提供事業プロポーザル応募書類一覧」のとおり

8 質問及び回答

(1) 受付期間及び提出方法等

平成 28 年 3 月 3 日（木）午後 3 時から平成 28 年 3 月 9 日（水）午後 5 時までの間に電子メールにて受け付ける。

受付期間以外の期間に提出された質問書は一切受け付けない。

また、口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出先

名称：和歌山県電子自治体推進協議会事務局

電子メール：e0204001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 回答期日

平成 28 年 3 月 14 日（月）午後 5 時までに回答する。

(4) 回答方法等

質問のあった者に対し電子メールで回答し、必要に応じ、「11 の（4）」に規定する誓約書を提出した者に質問及び回答内容を提供、推進協議会ページ※にて質問及び回答内容を公開する。

※（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020400/kyoudou/kyogikai/kyogikai.html>）

なお、質問書に対する回答は、本要項の追加又は修正とみなすこと。

9 審査

(1) 選定審査会

応募書類に基づき応募資格を有すると決定した事業者の中から、推進協議会で設置する選定

審査会で審査を行い、委託候補者を決定する。

(2) 審査結果等の通知

応募資格の決定については平成 28 年 3 月 22 日（火）午後 5 時までに、審査結果については平成 28 年 3 月 30 日（水）までに応募者全員に文書で通知する。

10 今後のスケジュール

3 月 3 日（木）～3 月 9 日（水）質問受付

3 月 14 日（月）質問回答

3 月 15 日（火）応募期限

3 月 22 日（火）までに資格決定通知

3 月 29 日（火）予定 選定審査会による審査

3 月 30 日（水）までに審査結果通知

委託候補者の決定後、利用を希望する市町村との間で個別に契約締結

契約締結後、6 か月以内に運用開始

なお選定審査会においては、各応募者がプレゼンテーションを行うこととしているが、時間や場所等についてはおって通知する。

また、これらの予定については、諸事情により変更することがある。

11 その他

(1) 本件の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とすること。

(2) 提案書は返却しない。

(3) 提案内容について推進協議会から質問がある場合、応募者に連絡することがある。また必要に応じて、提案書の補正や追加資料の提出を依頼することがある。

(4) 別紙 1 から 4 まで及び「8 の（4）」の質問及び回答内容については、情報セキュリティ保護の観点から本業務に応募を希望する者に対してのみ、誓約書（別記様式 14）を提出した場合に提供する。

審査項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき各項目の配点合計を 100 点満点とし、審査員の平均点が 60 点以上の者で最高点の者を採択する。

なお、審査項目及び評価内容「1 プロポーザル募集要項の事業内容について」は必須条件とし、1 つでも条件を満たさない場合は失格とする。

提案内容に関する審査

総配点数 90 点

審査項目及び評価内容	配点
1 プロポーザル募集要項の事業内容について	50 点
(1) サービスの提供方法について条件を満たしているか。	5 点
(2) 利用サービスについて条件を満たしているか。	10 点
(3) 利用料について条件を満たしているか。 (必須条件を満たす場合は 10 点とし、更に募集要項の別紙 2 で示す上限額を下回る場合は、10 点×(1－提示額/上限額)を加算する。提示額及び上限額については、初期費用+5 年間の運用費用の合計とする。)	20 点
(4) 利用回線等について条件を満たしているか。	5 点
(5) ネットワーク構成について条件を満たしているか。	5 点
(6) インシデント対応時間等について条件を満たしているか。	5 点
2 プロポーザル募集要項の提案項目について	40 点
(1) ログ収集分析について、具体的な収集分析手法を提案しているか。	10 点
(2) インシデント発生時における具体的な対応手法を提案しているか。	10 点
(3) 「自治体情報セキュリティクラウドサービス」の品質基準 (SLA) について評価できるか。	10 点
(4) その他、「自治体情報セキュリティクラウドサービス」に関して、評価出来る提案があるか。	10 点

事業の実施体制及び実施能力に関する審査

総配点数 10 点

審査項目及び評価内容	配点
3 事業の実施体制及び実施能力について	10 点
事業の実施に必要な実施体制 (人員配置、拠点、スケジュール等) 及び実務能力 (必要な知識、経験、資格等) を整えているか。	10 点